記載例(建設業)

平成○○年度安全衛生管理計画書

基本方針

安全、健康で快適な職場を実現するため、下記目的の実現を目指し、効果的に安全衛生活動を推進することとする。
1 安全衛生委員会による組織的、かつ、継続的に自主的安全衛生活動を実施していく仕組みを築きあげること。
2 職場の潜在的な危険性又は有害性を明らかにし、危険の芽(リスク)の低減を実現すること。
3 あいさつ、身だしなみ、4S(整理・整頓・清掃・清潔)を徹底し、規律ある職場を築きあげること。
4 健康管理が個別・断続的に行われるに留まっているので、総合的・継続的に実施すること。

事業場名
所在地
業　種
労働者数　　人

重点施策	実施項目	前年度の評価	目標	年間スケジュール 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	備考
安全衛生管理体制の確立	○ 安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者、衛生推進者等の選任と職務の励行。 ○ 安全衛生委員会規程の見直しにより、労働者の危険性又は健康障害を防止するための基本となるべき対策などの重要事項について十分な調査審議を行い、安全衛生委員会の活性化を図る。 ・ 安全衛生委員会の毎月1回の定期的開催。 ・ 毎年の安全衛生管理計画書の作成。 ・ 安全衛生パトロールの実施。	○ 安全管理者、衛生管理者、産業医等の選任ができていなかった。 ○ 安全衛生委員会の調査審議事項等について、法定事項が実施できていなかった。 ・ 安全衛生委員会が定期的に開催できていなかった。 ・ 安全衛生管理計画書の作成が属人的であり、組織的に作成されていなかった。 ・ 安全衛生パトロールを実施していなかった。	自主的安全衛生活動の定着		
4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動の推進	○ 4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動の実施。 ・ 不要な物の廃棄基準及び廃棄責任者を定め整頓の徹底。(リスク:Ⅱ) ・ 場所ごとの管理担当者を定め整頓の徹底。(リスク:Ⅱ) ・ 作業スペースや安全な通路の確保とともに清掃を励行。(リスク:Ⅱ) ・ 整理・整頓・清掃を繰り返し、衛生面を確保し、快適な職場環境を維持。(リスク:Ⅰ) ○ 安全衛生委員会で4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動の調査審議の実施。	○ 4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動が不十分であった。 ・ 不要な物を処分することが不十分であった。(リスク:Ⅲ) ・ 必要な物をすぐ取り出せる状態でなかった。(リスク:Ⅲ) ・ 作業スペースや安全な通路の確保と清掃が十分でなかった。(リスク:Ⅲ) ・ 快適な職場環境が十分でなかった。(リスク:Ⅱ) ○ 安全衛生委員会で4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動の調査審議ができていなかった。	4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動を常時定着させる。		
交通労働災害の防止	○ 交通労働災害防止活動の実施。 ・ 適正な労働時間等の管理体制の確立。(リスク:Ⅱ) ・ 交通法規、交通危険予知訓練、体調の維持等に関する教育の実施。(リスク:Ⅱ) ・ ポスターの掲示等による、交通労働災害防止に対する意識の高揚。(リスク:Ⅱ) ・ 走行前の点検等必要な点検の実施。(リスク:Ⅱ) ○ 安全衛生委員会で交通労働災害防止活動の調査審議の実施。	○ 交通労働災害防止活動が不十分であった。 ・ 適正な労働時間等の管理体制が不十分であった。(リスク:Ⅲ) ・ 交通法規、交通危険予知訓練等の教育が不足していた。(リスク:Ⅲ) ・ ポスターの掲示等による、意識の高揚が不十分であった。(リスク:Ⅲ) ・ 走行前の点検等必要な点検が不十分であった。(リスク:Ⅲ) ○ 安全衛生委員会で交通労働災害防止活動の調査審議ができていなかった。	交通労働災害防止活動の定着		
墜落・転落災害の防止	○ 墜落・転落災害防止活動の実施。 ・ 足場の作業床の手すり、中さん等設置の徹底。(リスク:Ⅱ) ・ 屋根・開口部・脚立・梯子からの墜落防止措置の徹底。(リスク:Ⅱ) ・ 法面（斜面）からの墜落・転落防止措置の徹底。(リスク:Ⅱ) ○ 安全衛生委員会で墜落・転落災害防止活動の調査審議の実施。	○ 墜落・転落災害防止活動が不十分であった。 ・ 足場の作業床の手すり、中さん等設置が不十分であった。(リスク:Ⅲ) ・ 屋根・開口部・脚立・梯子からの墜落災害の防止対策が不十分であった。(リスク:Ⅲ) ・ 法面（斜面）からの墜落・転落災害の防止対策が不十分であった。(リスク:Ⅲ) ○ 安全衛生委員会で墜落・転落災害防止活動の調査審議ができていなかった。	墜落・転落災害防止活動の定着		
崩壊・倒壊災害の防止	○ 崩壊・倒壊災害防止活動の実施。 ・ 地山の岩石・土砂崩壊災害防止対策の徹底。(リスク:Ⅱ) ・ コンクリート擁壁の倒壊防止対策の徹底。(リスク:Ⅱ) ○ 安全衛生委員会で崩壊・倒壊災害防止活動の調査審議の実施。	○ 崩壊・倒壊災害防止活動が不十分であった。 ・ 地山の岩石・土砂崩壊災害防止対策が不十分であった。(リスク:Ⅲ) ・ コンクリート擁壁の倒壊災害防止対策が不十分であった。(リスク:Ⅲ) ○ 安全衛生委員会で崩壊・倒壊災害防止活動の調査審議ができていなかった。	崩壊・倒壊災害防止活動の定着		
建設機械等の災害防止	○ 建設機械等災害防止活動の実施。 ・ 建設機械等の路肩からの転落災害防止対策の徹底。(リスク:Ⅱ) ・ 建設機械と作業者との接触防止対策の徹底。(リスク:Ⅱ) ・ 移動式クレーン仕様の建設機械の使用の徹底。(リスク:Ⅱ) ・ 建設機械の1年以内ごとの特定自主検査実施の徹底。(リスク:Ⅱ) ・ 建設機械の有資格者による運転の徹底。(リスク:Ⅱ) ○ 安全衛生委員会で建設機械等災害防止活動の調査審議の実施。	○ 建設機械等災害防止活動が不十分であった。 ・ 建設機械等の路肩からの転落災害防止対策が不十分であった。(リスク:Ⅲ) ・ 建設機械と作業者との接触防止対策が不十分であった。(リスク:Ⅲ) ・ 建設機械の主たる用途外使用の作業を行っていた。(リスク:Ⅲ) ・ 建設機械の1年以内ごとの特定自主検査を実施していなかった。(リスク:Ⅲ) ・ 建設機械の運転に無資格者を就かせていた。(リスク:Ⅲ) ○ 安全衛生委員会で建設機械等災害防止活動の調査審議ができていなかった。	建設機械等災害防止活動の定着		
メンタルヘルス対策の実施	○ 安全衛生委員会でメンタルヘルス対策の調査審議の実施。 ・ 中長期的な心の健康づくり計画の策定、計画の進捗状況及び評価結果を示す記録の作成。 ○ 次の4つのケアの実施。 ・ セルフケア：労働者に対して、セルフケアが行えるように支援する体制を整える。 ・ ラインケア：管理監督者に対する相談対応に関する規程の作成、職場環境の評価や改善の記録の作成。 ・ 事業場内産業保健スタッフ等によるケア：労働者の相談等を受けることができる制度及び体制を整える。 ・ 事業場外資源によるケア：事業場外資源を活用する体制を整える。 ○ メンタルヘルスケアを推進するための教育研修等の計画の策定。 ○ 職場内のストレス要因の把握、評価を行い、職場環境等の具体的問題点を把握し、改善を図る。 ○ メンタルヘルス不調への気づきと対応できる体制を整備。 ○ メンタルヘルス不調により休業後の職場復帰できるよう、職場復帰に関する規程の整備。 ○ 長時間労働者に対する面接指導等に関する規程の作成。	○ 安全衛生委員会でメンタルヘルス対策の調査審議ができていなかった。 ・ 中長期的な心の健康づくり計画の策定、計画の進捗状況及び評価結果を示す記録の作成がなかった。 ○ 次の4つのケアができていなかった。 ・ セルフケア：セルフケアが行えるように支援する体制が不十分であった。 ・ ラインケア：管理監督者に対する相談対応に関する規程の作成、職場環境の評価や改善の記録の作成がなかった。 ・ 事業場内産業保健スタッフ等によるケア：労働者の相談等を受けることができる制度及び体制が不十分であった。 ・ 事業場外資源によるケア：事業場外資源を活用する体制が不十分であった。 ○ メンタルヘルスケアを推進するための教育研修等の計画の策定がなかった。 ○ 職場内のストレス要因及び職場環境等の具体的問題点の把握が不十分であった。 ○ メンタルヘルス不調への気づきと対応できる体制が不十分であった。 ○ メンタルヘルス不調により休業後の職場復帰に関する規程がなかった。 ○ 長時間労働者に対する面接指導等に関する規程がなかった。	メンタルヘルス対策の定着		
各種健康診断及び事後措置の実施	○ 雇入れ時健康診断の実施。 ○ 定期健康診断の実施。 ○ 特殊健康診断の実施。 ○ 有所見者に対する健康診断結果措置指針に基づく事後措置の実施により、有所見率の減少を図る。 ○ 健康診断結果に基づく保健指導の実施により、有所見率の減少を図る。	○ 雇入れ時健康診断を完全実施していなかった。 ○ 定期健康診断を完全実施していなかった。 ○ 特殊健康診断を完全実施していなかった。 ○ 有所見者に対する健康診断結果措置指針に基づく事後措置を実施していなかった。 ○ 健康診断結果に基づく保健指導を実施していなかった。	健康診断の完全実施と事後措置の定着		
年間行事の実施	○ 全国安全週間(7月1日～7月7日)及び全国安全週間準備期間(6月1日～6月30日)の取組。 ・ 経営トップは安全について所信を明らかにし、自らが率先して職場の安全パトロール等を行い、安全について従業員への呼びかけを行う。 ・ 全国安全週間にふさわしい行事等を行う。 ○ 全国労働衛生週間(10月1日～10月7日)及び準備期間(9月1日～9月30日)の取組。 ・ 経営トップは労働衛生水準のより一層の向上を図るため、労働衛生について所信を明らかにし、自らが率先して職場巡視等を行い、労働衛生について従業員への呼びかけを行う。 ・ 全国労働衛生週間にふさわしい行事等を行う。 ○ 年末年始労働災害防止強調期間の取組。 ○ 全国交通安全運動(春：4月6日～4月15日、秋：9月21日～9月30日)の取組。	○ 全国安全週間及び全国安全週間準備期間の取組が低調であった。 ○ 全国労働衛生週間及び全国労働衛生週間準備期間の取組が低調であった。 ○ 年末年始労働災害防止強調期間の取組が低調であった。 ○ 春・秋の全国交通安全運動の取組が低調であった。	行事活動の定着		
その他	○ 喫煙対策の推進と空間分煙の徹底を図る。 ○ 健康管理の積極的な推進により、労働者の全期間を通じて継続的かつ計画的に健康保持増進を図り、身体機能低下の防止を図る。	○ 受動喫煙への対策が不十分であった。 ○ 事業者の行う健康保持増進対策が不十分であった。	快適職場と健康保持増進の実現		

リスクアセスメントの実施